

第 11 回 起草委員会 論点確認事項

時間：平成 20 年 12 月 4 日（木）18 時 00 分～22 時 35 分

会場：第 2 庁舎地階第 1 会議室

参加委員：三宅委員長、高橋委員、森委員

サポーター：永井（総合政策課）、沼口（総務課）

■前回までの検討を受けて修正した素案・案の検討

□権利濫用の禁止

- 「権利の濫用」や「公共の福祉のために利用」などの表現は、責務を示すニュアンスとして強すぎると感じる。

→権利の濫用部分を削って、「市民は、」から、そのまま「常に公共の福祉のために」をつなげる案もあるが、責務の規定を盛り込むべきとする委員も少なくないため、まずは権利の濫用を入れたままで調整部会に示す。

- 本規定は、12 条の後に入れてはどうか。また、「権利の利用」とはあまりいわないため、「権利の行使」が適切だ。目的を「公共の福祉」と置くことが表現として強すぎるとすれば、条例中でうたっている「自治の実現」にしてはどうか。

□修正事項 「市民の市政参加に関する権利」の 12 条の後に入れた上で、「市民は、前 3 項で規定する権利を濫用してはならず、常に自治の実現のために行使するものであることを認識しなければならない。」とする。

□議会及び議員の役割・責務

- 議員は、個人の議員だけでなく、複数の議員も示す言葉であるため、会派の活動も含まれる旨を逐条解説で述べてはどうか。

□修正事項 21 条の 2 などという議員の活動に、会派の活動が含まれることを逐条解説で示す。

□公平かつ誠実な行政運営の確保

- 36 条と 36 条の 2 を「行政評価」、37 条と 38 条を「監査」、そして 38 条の 2 を「公平かつ誠実な行政運営の確保」にわけてはどうか。

□修正事項 36 条と 36 条の 2 を「行政評価」、37 条と 38 条を「監査」、そして 38 条の 2 を「公平かつ誠実な行政運営の確保」にわける。

□住民投票

- 住民投票部分だけ「住民」が突如出るとは不自然であるため、条文内で投票権を有する市民を明確にした上で、「市民」で統一することが望ましいと考えられる。
- 条文内に括弧つきで限定を加えた表現を入れるのはわかりづらいため、シンプルにした上で、41条の後に、「必要な事項は別に条例で定める」ことを示してはどうか。

□修正事項 次の通りとする。「(市民投票)市長は、市内に住所を有する市民もしくは議会から請求があったとき、又は自ら必要があると判断したときは、市政に関する重要な事項について市民の意思を確認するため、市民投票を実施する。」

□修正事項 同様に41の2を次の通りとする。「市民投票に付することができる事項、市民投票を請求することができる市民の資格、及びその人数、市民投票に参加する資格その他市民投票を実施するために必要な事項は、別に条例で定める。」

□附則

- 附則には具体的な施行期日を設けないほうがいいのではないか。
→施行期日は起草委員会で決めるものではないが、目安があったほうが検討しやすいため、一応提案ということで入れて出してはどうか。

□修正事項 施行期日は仮に提案するものとして説明する。

□協働

- 策定委員会から、協働の定義を求める声が多いため、そうした声に応じて定義を設けてはどうか。
→運営調整部会では協働の定義を明示的には示さないという結論となった。ただし、確かに何も定義的なものがないとわかりにくいと思われるため、逐条解説に協働の定義の事例を示すことを検討してはどうか。

□検討事項 逐条解説に協働の定義の事例を示すことを検討する。

■庁内パブリックコメント

- これまでの議論でも検討事項となっていた行政評価の客観性の担保については、庁内パブリックコメントでも指摘されているため、引き続き検討する。

□検討事項 行政評価の客観性の担保については今後も検討する。

■前文

- 「キューポラのある街」という表現を入れてはどうか。

□修正事項 「キューポラのある街として知られている私たちのまち川口市は」とする。

- 最高規範を示す部分の主語がわかりにくい。
→「私たち市民は、市の主人公であることをすべての基本におき、私たちから信託された市長及び議会・議員、そしてその他執行機関がそれぞれの役割と責任を果たし、公平かつ誠実に市政運営を行うことで、私たちが求める市政の実現をともに目指す最高規範をここに制定します」としてはどうか。

□検討事項 前文の表現については、調整部会への提出後も引き続き検討する。

■素案・案の説明部分を含めた確認及び検討

1条

- 「市政の運営に関する基本的な事項を定めることにより」とする。

5条

- 説明部分で、権利の言葉自体がなくなっている点を述べる。

6条

- 説明部分で、責務の規定を設けることを求める声に配慮している点についても述べる。

7条

- 逐条解説で、弱者や外国人にも対応する内容であることを示す旨を明記する。

8条

- 条文と合わせて、見出しを「市民の互助」とする。その他の部分の「市民の共助」も同様に修正する。

11条

- 説明部分で、市政運営と行政運営に関する説明をつける。

15条

- 逐条解説で、議員の調査・監視に関する説明と、議員が複数集まって活動する会派についても説明することを示す

17条

- 説明部分で、市長の権力の強大さを意識して設置したことを述べる。

18 条

- 説明部分で、政策の決定や運営について、効率的かつ効果的な行政運営が求められることを意識して設置したことを述べる。
- また、素案にあった「複数の部門間」が 18 条には登場しない理由も説明する

19 条

- 素案・案 25 の下に、「具体的なケースを」の説明部分を移動させる。

20 条

- 説明部分で、素案の原則という表現を使わなかった理由をより明示する。

22 条、23 条

- 説明部分で、29 のところで、行政組織で共通見出しになっている点を説明する。

25 条

- 逐条解説で、素案にあった兼業禁止規定の対応に関する解説を加える。

26 条

- 「定期的かつ客観的に」とする。
- 逐条解説で、「客観的に」の内容を述べる。

30 条

- 本日の検討を踏まえて説明の内容を変更する。

33 条

- 49 は「条例で定める」にする。

全体

- 前文の分量について、本文の 4 分の 1 前後を目処（800 字～900 字）に作成している点や、憲法では前文は本文の 17 分の 1 程度であることを示す。
- 本文はである調に、前文はですます調にしたことを示す
- 体系に関する説明も行う。

以上